

令和6年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

長引く物価の高騰などにより経済活動が活発になるかは依然不透明な状況です。しかしながら長く続いた新型コロナウイルス感染症も第5類に引き下げられ、コロナ前の日常を取り戻すかのごとく、人々の交流や活動など市民生活も活性化してきました。コロナ禍で中止していた健康福祉まつりが、2年続けて町との合同開催に賑わいを見せ、今後も様々なイベントの再開を予定しております。

個人や世帯が様々な課題を抱え、公的な支援だけでは乗り切ることが厳しくなってきたこの超高齢社会を、さらにコロナ禍で『つながりの希薄化』が濃くなってきました。そのような中でも『居場所』を求める個々の強い思いが繋がり、『地域共生社会』への第一歩を踏み出すために、多様化する制度や分野、地域住民や団体などの垣根を超えていくことで、人と人とのつながりが大きくなることを期待しています。

本協議会では、策定した第3次五霞町地域福祉活動計画の基本理念『みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり』に基づき、これからも地域の皆様や各種関係団体、行政機関、専門職等との連携をますます強いものにしながら、誰もが安心・安全に暮らすことのできる福祉のまちづくりを目標に、発展し続けてまいります。

II. 重点目標

1. 福祉意識の向上

世代を問わず福祉を身近に捉え、自分たちの地域の課題や、将来の在り方などを考えていただく機会を提供し、地域活動を担う人づくりを推進していきます。

新型コロナウイルス感染症の第5類移行などを受け、コロナ禍で縮小していた行事が実施、拡大していくと想定されます。それに合わせ、健康福祉まつりにおいては、中学生をはじめとしたすべての住民に対し、福祉やボランティアに接する機会を提供していきます。また、福祉意識の向上とボランティア人口の増加を図るため、各種ボランティア養成講座を企画してまいります。

学校教育との連携においては、町シニアクラブ連合会と共催して、スポーツ交流や、昔遊び体験指導等を実施し、子供たちと高齢者が触れ合う機会を構築し、次世代の福祉に対する一層の理解と関心を啓発していきます。

また近い将来、町内企業や地域団体へも出前講座を行い、福祉の担い手を育成する機会を増やしていきたいと考えております。

2. 生活支援の充実

町民が抱える様々な問題を気軽に相談できる窓口（心配ごと相談、法律相談、介護相談）を充実させるとともに、複合的な問題にも対応できるよう関係機関と連携を密に取りながら、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や高齢者・障がい者等の日常生活の自立に支援が必要な方には、就労支援や貸付、日常生活自立支援事業等の必要な支援を行い、世帯の自立を支援します。さらに、昨今のコロナ禍で社会的に孤立している方や経済的に困窮している方の相談に応じ、関係機関と連携を図りながら自立に向けた生活支援を行います。

3. ボランティア活動の促進と暮らしの安心感の向上

学校や地域との連携を深めながら、次世代を担う子供たちの福祉に対する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成や活動を活性化し、身近な窓口として五霞町社協ボランティア活動センターに相談や支援の拠点を置き、地域に密着したボランティアのコーディネート及び人材の育成や各種ボランティア団体リーダーの研修を行います。

また近年頻発する予期せぬ災害に見舞われた際に、五霞町災害ボランティアセンターを円滑に設置運営するため、過去の近隣地域の災害ボランティアセンター運営援護の経験を活かしながら、日頃から体制整備や関係団体との連携を図ると共に、災害ボランティアを育成し、災害時に迅速に対応できるよう備えます。

さらに、在宅福祉サービスセンター事業によって、高齢者や障害のある方などが安心して通院・外出できるよう公共交通関係機関等と定期的に協議し、その移動の支援を引き続き支援してまいります。

4. 多様な支援・サービスと情報提供の充実

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防などの支援・サービス提供体制の構築を推進します。

また、本協議会では、広報誌「社協旬報」、「社協だより」やホームページを中心として、誰もが必要な福祉情報や町内の福祉活動の状況を入手できるよ

う広く町民に分かりやすく提供します。

5. 社協基盤と組織体制の強化

町民に期待される地域福祉を推進するため、社会福祉法人に求められる経営組織と財務規律の強化、事業運営の透明性の確保を目指します。

併せて、関係団体や行政機関等と連携協働し、地域福祉を推進する中核団体としての機能を果たすため、組織機構の改編、業務の見直しを行いながら総合的な体制の強化を進めます。

Ⅲ. 実施事業

【社会福祉事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

- ①各種役員会（理事会、監事会、評議員会）等の開催
- ②会員の加入促進と広報活動
- ③会員サービスの利用啓発と周知活動
- ④広報活動
 - (a) 社協だより（年2回）、社協旬報（年4回）の発行
→ 組合加入世帯、会員世帯、町内公共施設等へ配布
 - (b) 新ホームページの運営

(2) 社会福祉協議会事業・活動

住民に期待される役割を果たしていくとともに国が推進する地域共生社会の実現に向けて、関係機関との緊密な連携協働を進めてまいります。同時に職員全体の資質向上にも重点を置き、各種研修会の充実を図り、業務改善及び事務事業の効果的、効率的な運営も行います。

また、エコキャップ活動や入れ歯の回収など、誰もが身近に参加できるボランティア活動の一層の周知を図ってまいります。

①入れ歯回収ボックス

＜設置箇所：福祉センター、五霞町役場＞

②エコキャップ活動

＜設置箇所：福祉センター、五霞町役場、中央公民館、
B & G 海洋センター、植竹商店＞

2. 共同募金配分事業

配分事業が「じぶんの町をよくするしくみ」として、地域住民の皆様が地域を形成していくための多様な活動に活用されるよう、事業内容を地域の皆様に周知・啓発していくとともに、地域ニーズの把握による資源の開発・事業の実施をすすめていきます。

(1) 老人福祉活動

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

外出困難な方の自宅に各行政区のシニアクラブ会長が慰問品持参のうえ訪問

(b) 訪問福祉美容（年3回）

一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し、ヘアカットの実施

(c) 布団クリーニングサービス（年2回）

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団について、洗濯・乾燥・消毒サービスの実施

(d) ひとり暮らし高齢者等配食サービス（原則 毎月第2・第4水曜日）

独居高齢者や高齢者のみの世帯で調理の困難な方等への昼食の配達ならびに安否確認の実施

(e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス『おちゃ友会』（年1回）

普段外出が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への食事の提供ならびに交流の場を提供

②社会参加活動

(a) 単位シニアクラブや同好会活動の振興

(b) ひばりヶ丘大学運営事業

シニアクラブの会員が深い連帯と認識のもと、健康増進、地域でのリーダー育成を目的に運営。

7月から隔月（年間5回）の多種多様な講座・研修を開催します。

③団体援助活動

シニアクラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内の公共施設等に新規にベンチを設置するための助成を行い、高齢者や障がい児・者が安心、安全に過ごせる町づくりを図る

(2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行うふれあい事業や、心身障害児父母の会等の活動への助成

(3) 児童、青少年福祉対策

①公園遊具整備事業

各行政区で設置されている子どもの遊び場・遊具の補修・整備費の助成

②団体援助活動費

(a) 子ども会育成会の活動を助成

(b) 青少年相談員協議会の活動を助成

③小中学校高齢者疑似体験講座体験

小中学生を対象に、高齢者疑似体験セットを活用した福祉教育を実施

(4) 福祉育成・援助活動

①法外援護事業

行路人援護費用や災害見舞金等のお渡し

②A E Dの設置

③民生委員児童委員協議会への助成

④各福祉研修

先進地視察研修及び福祉に関する講座等を開催

(5) ボランティア活動育成事業

①ボランティア連絡協議会への助成

②団体育成費

各ボランティア団体の運営について助成

③ボランティア協力校の助成

小学校1校、中学校1校へ助成

④ボランティア養成講座

町民を対象とした各種ボランティア養成講座を実施

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員及び近隣市町の医療機関に見舞金配分対象者の調査を依頼。調査終了後、配分委員会で町内の見舞金配分対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）を決定し、担当民生委員が慰問、お見舞金のお渡し

3. 健康福祉まつり事業

住民一人ひとりの健康に対する意識の向上と、社会福祉への理解と充実およびボランティア活動等に対する関心を高めることを目的とし、「健康福祉まつり」を実施。町内のボランティア団体・福祉関係団体・小中学校・行政・社協から構成される健康福祉まつり実行委員会にて企画・内容の検討を進めてまいります。

4. 心配ごと相談事業

地域住民の方が日常生活で抱えている悩みについて、4名の心配ごと相談員が傾聴し適切な助言や指導を行い、相談内容によっては適切な社会資源につなげていきます。また、専門的な知識が必要とされる日常生活上の問題事項については、無料で弁護士が相談を受ける法律相談も引き続き実施してまいります。心配ごと相談員と弁護士との連携を図るため、年1回の全体会を実施していきます。

本事業の地域住民の方へ周知をするため、広報やホームページに情報の掲載も引き続き行ってまいります。

① 一般相談（毎月第2・第4火曜日、予約制）

午後1時30分から4時まで相談室において相談員の協力を得て実施

② 法律相談（毎月末の火曜日、予約制）

午前9時より30分毎に相談室において弁護士の協力を得て実施。
ただし町民限定で先着5名とする。

5. 善意銀行運営事業

地域住民の社会福祉を推進することを目的に、住民の方々や会社、団体等から善意の金品の預託（金品、使用済切手、ベルマーク、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経由して、各社会福祉事業の資源として払い出しを行います。

今年度も引き続き、フードバンク茨城と連携をしながら、生活困窮者の方に対して、食料提供の支援を行っていき、広報誌や各関係機関を介して、フードバンク・フードドライブ（家庭で余っている商品を寄付する）の周知を図ってまいります。

また小口資金貸付事業については、返済支援計画において返済が滞っている方への相談支援を民生委員と連動して行っています。

6. 福祉用具貸与事業

町内在住の高齢者や障がいをお持ちの方、又はケガ等の諸事情により日常生活に支障をきたしている方に、特殊ベッドや車イス、松葉づえ等の貸出しを行います。そして、対象者の自立や外出の機会を増やし、社会参加を促しながら家族の負担軽減に繋げてまいります。

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急の依頼に対してもより安全に利用していただけるよう万全の体制を図り、同時に訪問点検も行いより安心・安全に利用して頂けるよう努めていきます。

7. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者世帯、障がいをお持ちの方がいる世帯を対象に、経済的な自立や生活の安定を目的として、資金の貸付や相談支援を行ってまいります。相談内容に応じて茨城県社会福祉協議会や市町村、県西県民センター、民生委員、ハローワークなどの関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

また、コロナ禍による特例貸付については、貸付申請期間が終了し償還が開始されたことから、今後は償還猶予に関する相談支援や償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援など個々の状況に応じた対応を図ってまいります。

【障害者自立支援事業】

1. 地域活動支援センター事業「太陽の家」

令和5年5月より新型コロナの感染対策が第5類に移行しましたが、今年度も引き続き、感染対策を徹底し年間事業を展開していく所存です。

まず、各利用者の能力に応じた活動として生産活動、リサイクル活動、内職業務・施設外活動を推進していきます。

また、文化的・趣味的活動を目的とした「太陽大学」カルチャー講座等、さまざまな企画工夫を凝らしながら実践していきます。

健康管理及び体力維持の視点から、毎日の日課として、ラジオ体操やウォーキングを励行し併せて、年間の一大イベントとして秋の運動会も開催し、利用者が楽しく体力作りができるよう推進して参ります。

更に、在宅生活における衛生保持を視野に入れた入浴支援や、日常生活能力向上の為の買い物訓練や昼食調理等の生活訓練事業も継続していきます。

その他、視察研修や遠足行事等の父母会と連動した事業等は、保護者の意見も取り入れながら実施していきたいと考えています。

最後に、基幹相談支援センターの新規設置についても、町担当課や県関係機関と連携を図りながら、相談員資格取得研修等の準備等進めてまいります。

【受託事業】

1. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として地域住民へ情報提供を行い、社会福祉増進を目的とした会議やシニアクラブ、ボランティア団体等の活動の場として運営を図り、ごかみずべ公園やごかIC周辺の開発との連携や相乗効果により利用者が安全安心な場所を提供し、福祉の活動を推進していきます。

指定管理者として、光熱水費等の維持管理費の節減に努め、経費の節減を行うとともに衛生的な環境にも配慮した運営をし、経年劣化の修繕等については、町と協議しながら実施していきます。

また災害時の指定福祉避難所、災害ボランティアセンターとして、BCP（業務継続計画）に沿った役目を果たしてまいります。

2. 在宅福祉サービスセンター運営事業

町民主体の福祉サービスの発展を促進させ、町民参加型福祉社会の組織化を目標としています。介護保険系福祉サービスの谷間のニーズや新たなニーズの補充をするため、協力会員の新規募集や、行政・ケアマネジャー・他社会福祉法人・民生委員児童委員等の関連社会資源との連携拡大を図ってま

います。令和6年度も新規協力会員を増やすため移送サービス運転者認定講習会の予算を計上しております。

3. 日常生活自立支援事業

当事業は、生活力・判断力の欠ける認知症高齢者及び精神障がい者、生活困窮者等の増加により、今後も需要が増加していくと予想されます。当事業に該当する潜在的なニーズの発掘のため、関係機関に事業の情報提供を積極的に行い、周知・普及を進めてまいります。また、相談内容は掘り下げていくほど幅広い分野にわたることから、今後も関係機関と連動して安心して地域で生活ができるように臨機応変に対応を行います。

また、専門員・生活支援員の知識の醸成を図るために各種研修事業に参加していきます。

【公益事業】

<介護保険事業>

1. 指定居宅介護支援事業

- ① 要介護認定を受けた方が、今後も住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険サービスの他、保健医療・福祉サービスが適切かつ円滑に提供されるよう連携調整を行い支援する。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に支援する。
- ③ 特定事業所加算事業所として、他法人が運営する指定居宅介護支援事業所との共同での事例検討会・研修会を定期的を開催することで、町内の介護支援専門員の資質、専門性の向上を図っていく。
- ④ 地域ケア個別会議に積極的に参加し、専門職の意見を踏まえ、ケアプランに反映されるよう、また、新たな地域開発に繋げられるよう、地域包括支援センター・行政・その他の関連機関との連携、協働を強化していく。
- ⑤ ケアマネジメントのプロセスを踏まえたうえで、保険者とともにケアプランを検証し、「自立支援」に資する気づきを得て資質向上を図る。

以上5点を令和6年度の事業計画とし、『利用者、地域から信頼される事業所を目指し、介護支援専門員としての資質向上を図る』こととします。

2. 指定通所介護事業

(1) 指定通所介護事業

要介護状態になっても身体的、精神的機能等の維持向上や社会的孤立感の解消、ご家族の負担軽減を図り安心して在住生活ができるよう支援していきます。

アットホームな雰囲気作りを意識し、利用者がいきいきとした日常生活の延長を送れるようスタッフの連携や情報共有を密にし、接遇にも力を入れていきたい。各関係機関等との連携を行い、地域に密着したサービスを提供するため、状況に応じたボランティアの受け入れを取り入れてまいります。

(2) 第一号通所介護事業

利用者がいきいきとした日常生活が送れるよう体力づくりの体操や趣味活動などを主体としたサービスを提供し心身ともに健康な状態維持や外出を行うことでひきこもりの予防を目的としていきます。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着したサービスを提供するため、状況に応じたボランティアの受け入れを取り入れてまいります。

3. 地域支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者・要支援1・2の方を対象に公正中立な立場で生活機能の低下を防ぐことができるように本人主体的なケアマネジメントを行います。

(2) 通所型サービスC事業

事業対象者・要支援1・2の方を対象に理学療法士等の専門職によるリハビリを少人数でおこない生活機能の維持・改善を3ヶ月の短期集中で実施していきます。

(3) 一般介護予防事業

《介護予防把握事業》

生活機能の低下の恐れがある地域住民の方を把握し、早期に介護予防に繋げるため、70歳・75歳・80歳・85歳（4月1日時点）で事業対象者・要支援・要介護認定を受けていない方を対象に基本チェック

リストを実施する。必要に応じて、本人宅への訪問や電話、民生委員等からの情報収集を行います。

《介護予防普及啓発事業》

- ① 高齢者の心身機能の低下等を予防するとともに介護予防の普及啓発を行うため、「元気はつらつ倶楽部」を行政区集会所及び「ひばりの里」において年間 138 回実施予定。五霞シルバーリハビリ体操指導士会と協力し高齢者の健康維持・増進に取り組んでまいります。
- ② 「介護予防教室」を年 1 回以上実施する。歯科衛生士・栄養士等による講話、レクリエーション、脳トレ等を行い、介護予防・認知症予防に取り組んでまいります。
- ③ 地域包括支援センターだよりを年 2 回作成し、介護予防等の啓発に努めていきます。

(4) 包括的支援事業

- ① 介護予防支援業務…要支援 1・2 の方を対象に公正中立な立場で要介護状態にならないよう本人主体的なケアプラン作成を行います。
- ② 総合相談支援業務…行政、地域の多機関と連携しワンストップで総合相談に応じていきます。
- ③ 権利擁護業務…高齢者が尊厳のある生活を全う出来るように、権利擁護や虐待防止に努め、行政、関係機関と連携し、支援する。五霞町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催していきます。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務…地域のケアマネジャー等に対し、五霞町ケアマネジャー連絡会を開催、情報交換や連携を図る。地域のケアマネジャーへの支援、ネットワークを構築する。地域ケア個別会議を開催し、ケアマネジャーが抱えている事例に対して多職種による専門的な助言を行い、自立支援の視点を深めサービス提供の質向上に寄与する。また、地域の課題を明確化する。

(5) 生活支援体制整備事業

民生委員と協力して見守り活動を継続する。地域の支え合いを推進する協議体「ひだまり」（第1層協議体）を開催し、生活支援コーディネーターを中心に行政機関、民生委員、専門機関等が参画し地域資源開発・発掘のための取組を進めてまいります。今年度はより身近な地域住民の方をメンバーとして第2層協議体を発足させ、協議体を強化していきます。

また、地域の居場所である「どこでも誰でも型居場所」づくりを推進し、居場所づくりボランティア養成講座を実施していきます。

(6) 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人やその家族に対して相談支援を行うとともに、行政や関係機関と連携し、支援ネットワークを構築する。

認知症初期集中支援チーム員を配置し、受診やサービスにつながない認知症と疑われる方やその家族を支援し、早期問題解決を目指す。

オレンジミーティングを毎月開催し、情報の共有化を図る。オレンジカフェ「Go Cafe 心音」を毎月1回開催し、認知症予防や交流の場として実施する。

また、認知症サポーター養成講座を開催し、地域の認知症への理解を普及させていく。チームオレンジコーディネーターを中心に認知症地域支援推進員と共にチームオレンジへの体制づくりをすすめていきます。

(7) 任意事業

介護方法や介護予防、介護者の健康作り等の知識・技術向上のために家族介護教室を開催していきます。